

監査公表第18号(令和2年10月9日、県公報第142号登載)

令和2年1月8日～令和2年2月14日実施 総務部、企画・地域振興部及び商工部出先
機関定期監査結果に基づく措置通知(令和元年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果(令和2年3月30日1監総第294号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴實殿
同 世利洋介殿
同 長 裕海殿

福岡県知事 小川 洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日付1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
東福岡県税事務所	<p>支出及び歳計外現金の払出について、支出命令書等の決裁を受けた後に支払決定等を行うべきところ、この決裁を受ける前に、支払決定等を行っていた。</p> <p>加えて、支払決定等の際に使用する資格管理用小型装置（USBキー）を施錠可能な保管庫に保管すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>所属長から、出納員以下関係職員に対し、支払決定等を行う出納員及び支払決定の入力等の補助業務を行う経理員は、支出命令等の決裁後に支払決定等を行うこと、併せて、USBキーは出納員が施錠可能な保管庫で保管し、支払決定等の補助業務で使用の際にのみ、支出命令書の決裁を確認の上、経理員に貸し出すことを周知徹底した。</p> <p>また、令和2年5月29日の県税事務所長会議において、支払決定等を適正に行うよう税務課から周知徹底した。</p>

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	<p>文書複写料として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。</p>	<p>会計事務担当者が不在の場合の補完体制が整っていなかったため、今後は、副任が現金を収受した場合は、副任が遅滞なく銀行に払い込むこととした。</p> <p>また、会計事務担当者及びその副任以外の職員が現金を収受した場合は、会計事務担当者（不在の場合は副任）と上司（出納員）に</p>

		<p>収入があった旨を伝えることとした。</p> <p>上司（出納員）は収入の調定と銀行への払い込みの完了を、その都度確認することとした。</p>
--	--	---

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小 川 洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日付1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
工業技術センター インテリア研究所	試験機器の使用に係る支出科目について、「使用料及び賃借料」とすべきところ、「その他役務費」として支出していた。	当該支出科目については、令和2年3月27日に歳出更正を行った。 今後、外部の試験機器の使用に係る支出科目の決定にあたって、会計担当者は、試験の実施方法を確認するとともに、その内容が記載された資料を支出書類に添付することとした。上司である出納員は、その資料により支出科目の確認を徹底することとした。